

第5章 都内避難者の支援



ふくしま避難者交流会 東京国際フォーラム（令和元年度）

- 第1節 住まいと生活の支援
- 第2節 心のケアや悩み事相談
- 第3節 避難者への情報提供
- 第4節 避難者数の管理
- 第5節 関係機関との連携

東日本大震災では、巨大地震、大津波、ライフラインの寸断、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なり、被害が甚大かつ広域に及んだことから、多くの被災者が、市町村や県を越える広域避難を余儀なくされ、かつその避難が長期化した。

東京都は、被災県以外で最も多くの避難者を受け入れてきた自治体の一つであり、都内の避難者数は平成24年4月に最多の9,505人となった。都では、これらの方々の支援するため、発災直後は避難所の提供や児童・生徒の受入などの緊急的な対応に尽力し、その後、避難の長期化に伴い、住宅の提供や心のケア、各種支援情報の提供など、避難者の生活全般に渡る支援を実施するようになった。また、効果的な避難者支援のため、定期的に避難者数を調査するとともに、関係機関との連携にも力を入れている。

第1節 住まいと生活の支援

都内避難者の方々の生活を、主に物理的、経済的な面から支援するため、応急仮設住宅の提供、各種手数料等の減免、就労支援などを行っている。

1 応急仮設住宅の提供

(1) 概要

多数の被災者が東京に広域避難した状況を踏まえて、都は、被災県からの要請により、都営住宅や民間賃貸住宅等を、災害救助法に基づく応急仮設住宅として、避難者に無償で提供している。

応急仮設住宅とは、大規模災害が発生し、災害救助法の適用が決定した時に被災者に提供される応急的、一時的な住宅である。応急仮設住宅という、災害時、空き地にプレハブ住宅を建設し、被災者に提供する様子が報道されることがあるが、都が東日本大震災の避難者に提供した応急仮設住宅は、こうした住宅ではなく、都営住宅や民間賃貸住宅等の空室などである。

(2) 都における応急仮設住宅提供に至る経緯

ア 避難所による緊急受入

東日本大震災では、大震災とその後の福島第一原子力発電所の事故により、被災地から都内に多くの方が避難した。特に福島県においては、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に発令された避難指示が、翌12日には半径20km圏内に拡大される等により、多数の避難者が発生した。

こうした状況を踏まえ、都は、平成23年3月17日から東京武道館、味の素スタジアム、同月22日から東京ビッグサイトにおいて、被災県からの要請により、災害救助法上の避難所としての緊急受入を実施した。

平成23年4月以降は、避難の長期化に伴う避難者の方々の精神的・肉体的負担を軽減し、かつ増え続ける新たな避難者の方々に対応するため、同年3月31日に営業を終了し解体する予定であったグランドプリンスホテル赤坂や都内ホテル・旅館等の協力を得て、事業者施設を避難所として活用し、避難者の受入れを継続した。

都営住宅等においても、被災県・国・近隣縣市等からの情報収集と調整を経て、平成23年3月中旬には対応方針を決定、避難者の受入れが可能な住宅を確保し、平成23年4月より避難者の受入れを行った。



東京武道館(避難スペース)



味の素スタジアム(避難スペース)



東京ビッグサイト(物資提供)



旧グランドプリンスホテル赤坂(情報交流センター)



イ 避難所から応急仮設住宅へ

避難所は、災害直後における混乱時に、避難しなければならない被災者を一時的に受け入れるものであり、その期間は短期間に限定される。一方、応急仮設住宅は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対して住宅を提供し、一時的な居住の安定を図るものである。このため、住家が滅失した避難者は、応急的に避難所に避難し、その後、状況に応じ、応急仮設住宅へ入居することとなる。

入居当初、避難所として避難者を受入れた都営住宅等であるが、平成23年6月、災害救助法に基づく応急仮設住宅に位置付けを変えた。

また、避難の更なる長期化や避難者の増大に対応するため、平成23年6月より民間賃貸住宅における受入れを開始し、民間賃貸住宅も都営住宅等とともに、応急仮設住宅として避難者を受け入れた。

応急仮設住宅の提供期間は、被災県が、被災地の復興状況、災害公営住宅の整備状況、被災者の実情等を踏まえて決定している。被災者の住宅需要に応ずるに足る適当な住宅が不足する場合には、一年を超えない範囲で応急仮設住宅の供与期間の延長を判断した上で、被災県より関係都道府県に応援要請を行っている。また、住宅需要に応ずるに足る適当な住宅が不足する状況がおおむね解消される市町村については、被災県が、順次、応急仮設住宅の供与を終了している。

都が提供する応急仮設住宅の入居期間は、被災県からの要請に応じて、これまで数度の延長を行い、令和5年3月現在は、福島県大熊町及び双葉町の避難者に応急仮設住宅を提供している。

ウ 応急仮設住宅供与終了後の対応

都は、応急仮設住宅の供与終了に合わせて、被災県からの要請を受け、都内での居住を希望する避難者に対

して、きめ細かな住宅確保のための支援策を講じてきた。

具体的には、都営住宅の避難者専用枠での募集、定期募集での当せん倍率の優遇、毎月募集、随時募集、避難指示区域外からの福島県の避難者については、子ども被災者支援法に基づく国の通知を踏まえ、世帯の一部が都内に避難している場合に収入を二分の一として扱うなどの入居基準の緩和を実施してきた。また、都営住宅の入居要件に合致しない方に対しては、東京都住宅供給公社において、公社住宅の避難者専用枠募集や先着順募集の紹介、あっせん、入居基準の緩和などを行っている。

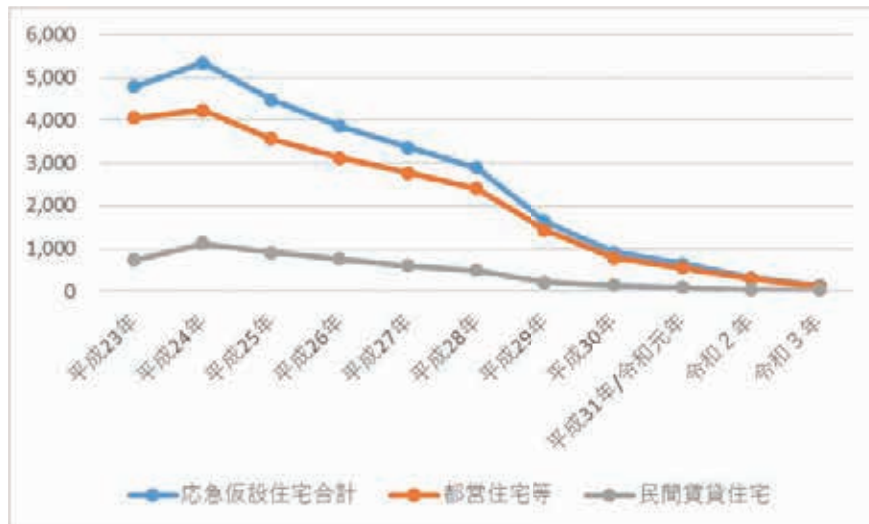
エ 都が提供する応急仮設住宅への入居者・世帯数

東京都への避難者数は、平成23年3月以降増加を続け、平成24年4月の9,505名が最大となった（復興庁発表「全国の避難者の数」より）。

東京都が提供している応急仮設住宅に関しては、ピーク時の平成24年3月末時点で入居していたのは約2,000世帯、その後、被災県と連携したさまざまな住宅確保の支援策を行ってきた結果、令和3年度末時点の供与数は、約70世帯となっている。

都の提供する応急仮設住宅の入居者数の推移

(単位：人)



※平成23年は10月31日時点、平成24年以降は3月31日時点の数字。

オ 都の応急仮設住宅提供等に係る主な動き

年月	内容
平成23年3月	<ul style="list-style-type: none"> 都営住宅等での避難者受入れ発表 都立施設（東京武道館、味の素スタジアム）での緊急受入れ発表 東京都保養・会館施設（グランヴェール那須、箱根路開雲、アジュール竹芝）での受入れ発表 都立施設での緊急受入れ拡充（東京ビッグサイト、東京国際フォーラム） 都内区市町村施設でも順次受入開始 旧グランドプリンスホテル赤坂での受入れ発表 東京セントラルユースホステルでの受入れ発表
平成23年4月	<ul style="list-style-type: none"> 旧グランドプリンスホテル赤坂第二次受入れ発表 避難者受入施設一部終了等発表（東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト） 都営住宅等（原発周辺において、国から避難指示等が出された地域からの避難者。居住継続が困難になった被災者）の受入れ発表 都内ホテル・旅館等受入れ
平成23年6月	<p>【応急仮設住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅による受入れ 都営住宅等（応急仮設住宅としての民間賃貸住宅での受入開始に合わせ、都内に避難されている方を既に受け入れている都営住宅等についても、災害救助法における応急仮設住宅と位置付け）
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> 旅館・ホテル等における避難者受入れ原則終了
平成23年11月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都営住宅等については、これまで全ての受入世帯で平成24年7月末までとしていた入居期間を、当面、災害救助法に定める期限である「入居日から2年間」に延長 民間賃貸住宅についても、上記の都営住宅等と同様に、これまで当面1年間としていた入居期間を2年間に延長

年月	内容
平成 24 年 5 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都営住宅等については、「入居日から3年間」に延長 民間賃貸住宅についても、上記の都営住宅等と同様に、3年間に延長
平成 25 年 9 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <p>都営住宅等・民間賃貸住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県及び宮城県 「入居日から4年間」に延長 福島県 「入居日から平成27年3月末日まで」に延長
平成 26 年 8 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <p>都営住宅等・民間賃貸住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県及び宮城県 供与期間を延長することとされた市町村からの避難者の方は、供与期間を「入居日から5年間」に延長 福島県 「入居日から平成28年3月末日まで」に延長
平成 27 年 6 月	<p>【応急仮設住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県 避難指示区域以外からの避難者に対する平成29年4月以降の取扱いについて、災害救助法に基づく応急救助から、新たな支援策へ移行することを決定
平成 27 年 7 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <p>都営住宅等・民間賃貸住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県 一律延長（※1）（「入居日から6年間」）7市町村：野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市 宮城県 一律延長（「入居日から6年間」）7市町：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町 特定延長（※2）（「平成29年3月31日を超えない」）範囲で供与期間を「入居日から6年間」5市町：仙台市、多賀城市、亶理町、山元町、七ヶ浜町 福島県 一律延長（「入居日から平成29年3月末日まで」） <p>（※1）一律で供与期間を延長 （※2）災害公営住宅の建設等公共工事の工期などの関係から、供与期間内に応急仮設住宅を退去できない方等、要件に合う人のみを対象に供与期間を延長</p>
平成 28 年 6 月	<p>【都営住宅専用枠の募集（1回目）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月31日をもって応急仮設住宅の供与が終了する福島県の自主避難者に対して、福島県からの要請に基づき、特に自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定、募集
平成 28 年 7 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <p>都営住宅等・民間賃貸住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県 一律延長（「入居日から7年間」）5市町：山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市 特定延長（「平成30年3月31日を超えない」）範囲で「入居日から7年間」1市：宮古市 宮城県 一律延長（「入居日から7年間」）3市町：石巻市、名取市、女川町 特定延長（「平成30年3月31日を超えない」）範囲で「入居日から7年間」6市町：塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、山元町、南三陸町 福島県 一律延長（「入居日から平成30年3月末日まで」）9市町村：檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村の全域、南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（平成28年7月12日解除）、川俣町の避難指示区域 特定延長（「平成30年3月末日まで」）5市町：いわき市、相馬市、南相馬市（上記区域を除く）、広野町、新地町
平成 28 年 9 月	<p>【都営住宅専用枠（第2回）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県の自主避難者に対して、福島県が民間賃貸補助の収入要件を緩和したことに合わせ、申込資格を一部緩和して募集
平成 29 年 1 月	<p>【都営住宅専用枠（岩手県・宮城県向け）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都が提供する応急仮設住宅に入居している岩手県及び宮城県からの避難者のうち、自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定し、募集 <p>【公社住宅専用枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都住宅供給公社において、福島県からの自主避難者向け専用枠を設定し、入居者を募集

年月	内容
平成 29 年 9 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】 都営住宅等・民間賃貸住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県 特定延長（「平成 31 年 3 月 31 日を超えない」範囲で「入居日から 8 年間」）5 市町：山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、及び被災県からの特定の要件に該当した宮古市 ・宮城県 特定延長（「平成 31 年 3 月 31 日を超えない」範囲で「入居日から 8 年間」）3 市町：石巻市、名取市、女川町、及び被災県からの特定の要件に該当した気仙沼市、東松島市、南三陸町 ・福島県 一律延長（「入居日から平成 31 年 3 月末日まで」）9 市町村：富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村の全域、南相馬市の帰還困難区域及び旧避難指示区域（平成 28 年 7 月 12 日解除）、川俣町の旧避難指示区域（平成 29 年 3 月 31 日解除）、川内村の旧避難指示区域（平成 28 年 6 月 14 日解除） 特定延長（「平成 31 年 3 月末日まで」）2 市町：いわき市、楡葉町
平成 29 年 10 月	<p>【都営住宅専用枠の募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都が提供する応急仮設住宅に入居している避難者のうち、自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定、募集
平成 29 年 11 月	<p>【公社住宅専用枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都住宅供給公社において、岩手県、宮城県及び福島県からの避難者向け専用枠を設定し、入居者を募集
平成 30 年 9 月	<p>【都営住宅専用枠の募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都が提供する応急仮設住宅に入居している避難者のうち、自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定、募集
平成 30 年 10 月	<p>【公社住宅専用枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都住宅供給公社において、岩手県、宮城県及び福島県からの避難者向け専用枠を設定し、入居者を募集 <p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都営住宅等及び民間賃貸住宅について ・岩手県 原則として、全ての市町村について、平成 30 年度中に提供終了 特定延長 6 市町：山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、宮古市については、住宅再建が完了しない世帯のみ、平成 31 年度まで延長 ・宮城県 原則として、全ての市町村について、平成 30 年度中に提供終了 特定延長 5 市町：石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町については、住宅再建が完了しない世帯のみ、平成 31 年度まで延長 ・福島県 一律延長（「入居日から平成 32 年 3 月末日まで」）6 町村 うち平成 31 年度末で供与終了（4 町村）：富岡町及び浪江町の帰還困難区域を含む全域、葛尾村及び飯館村の帰還困難区域 うち今後判断（2 町）：大熊町、双葉町 特定延長（「平成 32 年 3 月末日まで」）4 市町村：南相馬市・川俣町・葛尾村・飯館村の避難指示解除区域については平成 30 年度末に提供終了するが、特例として、住宅再建が完了しない世帯のみ、平成 31 年度末まで延長
令和元年 8 月	<p>【都営住宅専用枠の募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都が提供する応急仮設住宅に入居している避難者のうち、自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定、募集
令和元年 10 月	<p>【公社住宅専用枠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都住宅供給公社において、岩手県、宮城県及び福島県からの避難者向け専用枠を設定、入居者を募集
令和元年 12 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】 都営住宅等及び民間賃貸住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県 特定延長されていた 1 世帯について令和 2 年 3 月末で終了 ・福島県 一律延長（「入居日から令和 3 年 3 月末日まで」）令和 3 年 4 月以降は今後判断（2 町）：大熊町、双葉町 特定延長（「令和 2 年 3 月末日まで」）4 町村：富岡町及び浪江町の全域、葛尾村及び飯館村の帰還困難区域
令和 2 年 10 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県 大熊町及び双葉町は、令和 4 年 3 月末まで 1 年間延長
令和 3 年 10 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県 大熊町及び双葉町は、令和 5 年 3 月末まで 1 年間延長
令和 4 年 10 月	<p>【応急仮設住宅（供与期間延長）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県 大熊町及び双葉町は、令和 6 年 3 月末まで 1 年間延長 令和 6 年 4 月以降の供与については今後判断

2 給付・減免等事業

都内避難者を対象に、都庁各局等において実施中、又は実施済みの給付・減免等の事業は以下のとおりである。なお、給付・減免等の対象の認定要件は、各事業において個別に設定している。

(1) 総務局

ア 都立大学等における被災学生への支援

事業概要	1. 授業料、入学金、入学検査料の免除 2. 学生相談窓口の強化(メンタルヘルスケア) 3. 医療福祉系大学、高等専門学校への通学困難者を対象とした大学及び高等専門学校への受入										
実施期間	平成23年度～継続中										
実績(1.) (単位:件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
	268	252	137	100	87	49	57	37	37	37	21

(2) 主税局

ア 納期限の延長等

事業概要	1. 被災者に対する都税の納期限等の延長 2. 被災者に対する都税に関する証明等に係る手数料の減免
実施期間	1. 平成23年3月11日～平成26年3月31日 2. 平成23年3月11日～令和5年3月31日* ※令和5年4月以降は未定

(3) 生活文化スポーツ局

ア 育英資金特別募集の実施

事業概要	東京都私学財団事業として実施している育英資金事業費補助(修学資金の貸付け)の特別募集を実施										
実施期間	平成23年度～継続中										
実績 (単位:件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
	3	9	7	5	7	7	3	1	0	0	0

イ 私立学校被災生徒への支援

事業概要	1. 都内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は専修学校(高等課程)に転入学した園児・児童・生徒の保護者に対し、就学を支援するため、学用品や修学旅行費等を一部補助 2. 就学困難となった都内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(全日制・定時制)、特別支援学校又は専修学校及び各種学校に在籍する園児・児童・生徒の就学の機会を確保するため、学校設置者が被災生徒の授業料等を減免した場合に、当該減免額を補助										
実施期間	平成23年度～継続中										
実績 (単位: (1.)人、 (2.)校)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
1.	28	36	32	29	25	25	13	6	8	8	4
2.	130	111	83	53	53	38	27	23	22	14	1

※ 1.の事業は、年度内に3回申請を受け付けており、H23年度の実績については、事業利用者の重複がある可能性あり。その他は年度内における重複はない。

(4) 福祉保健局

ア 生活復興支援資金の貸付け

事業概要	被災した低所得世帯等に対し、一時生活支援費、生活再建費及び住宅補修費を貸付け										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
	15	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 緊急小口資金の特例措置

事業概要	避難者への緊急小口資金の貸付け
実施期間	平成 23 年度
実績	364 件

ウ 福祉資金の特例措置

事業概要	福祉資金（福祉費における住宅補修費・災害援護費）の貸付け
実施期間	平成 23 年度～令和元年度

(5) 交通局

ア 一日乗車券（優待券）の発行

事業概要	シルバーパス、都営交通無料乗車券発行対象者となる避難者に対し、都営交通（都営地下鉄・都営バス等）で利用できる一日乗車券（優待券）を発行										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
	2,607	7,308	5,469	5,077	4,718	5,026	4,445	3,626	3,618	1,869	1,725

イ 通学定期券の発行

事業概要	教育庁からの依頼に基づき、避難児童、生徒の通学に係る通学定期券を発行
実施期間	平成 23 年度
実績	96 枚

(6) 水道局

ア 料金の減免

事業概要	住居に避難者が居住している場合、水道料金及び工業用水道料金を一部減免										
実施期間	平成23年度～継続中										
実績 (単位：世帯)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
	3,303	3,339	3,140	2,957	2,759	2,532	2,288	2,143	1,972	1,854	1,790

(7) 下水道局

ア 料金の減免

事業概要	住居に避難者が居住している場合、下水道料金を一部減免										
実施期間	平成23年度～継続中										
実績 (単位：世帯)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
	2,434	2,438	2,293	2,153	2,009	1,823	1,620	1,485	1,336	1,219	1,169

(8) 教育庁

ア 被災児童・生徒の転学受入支援

事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 都立高校及び都立中等教育学校への転入者の入学検査料及び入学金免除、教科書等購入経費支給 都立特別支援学校高等部への転入者の入学検査料及び授業料免除、学用品等購入経費支給 特別支援学校(支援学級)転入者への就学奨励費支給 										
実施期間	平成23年度～継続中										
実績 (単位：人)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
①受入生徒数	① 258	5	5	2	1	1	0	9	5	5	1
②教科書購入等 支援	② 1,947	439	405	329	342	336	269	221	224	186	187

イ 公立専修学校・各種学校授業料等の減免

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に起因する事情により、授業料等の納付が困難となった公立専修学校・各種学校の生徒を支援 市が行う授業料等減免事業に対して補助金を交付 										
実施期間	平成23年度～継続中										
実績	1件										

ウ 被災幼児就園支援・被災児童生徒就学援助

事業概要	被災した幼児に対する幼稚園就園奨励事業及び被災し就学困難となった児童又は生徒に対して必要な就学援助を行った、区市町村の負担(学用品等、学校給食費、医療費)への支援										
実施期間	平成23年度～継続中										
実績 (単位： 区市町数)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
	78	70	69	65	54	47	41	35	33	23	18

(9) 警視庁

ア 各種手数料の免除

事業概要	避難者に対し、自動車保管場所証明書交付申請手数料等を免除										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
	373	129	70	34	32	22	14	7	2	8	0

3 就労支援

(1) 緊急就職支援事業 (旧「震災に伴う被災者向け緊急就職支援事業」)

ア 概要

東日本大震災で被災された方で、都内での就業を希望される方等を対象に、就職と職場への定着を支援するため、平成 23 年 8 月より、東京しごとセンター（飯田橋・多摩）に緊急就職支援窓口を開設した。

専門相談窓口に企業の人事担当者 OB 等のジョブコーディネーターを配置し、求職者に対し、カウンセリングや、就職後の相談・助言、職場訪問等の支援を行っている。また、採用企業向けには、人材育成等に関する相談・助言に加えて、支援対象者の採用が一定の要件を満たす場合には、助成金を支給している。

イ 実績 (平成 23 年 8 月から令和 4 年 3 月末まで)

事業への登録者数	1,058 人
就職者数	784 人
職場訪問件数	725 件
助成金支給件数	196 件

ウ 事業を利用した避難者の声

○ 20 代女性（福島県より避難）

避難後、非正規雇用で働いていたが、東京しごとセンターで正社員の仕事を探した。最初は半信半疑だったが、応募書類や面接対策など、無理なく進めてくれて、励ましをもらったことも大きな安心感だった。その後、無事に事務職の正社員として就職できた。

○ 30 代男性（福島県より避難）

一度は自力で就職したが、精神的に疲れて退職し、東京しごとセンターの巡回就職相談会に参加した。登録して自分を見つめ直すところから始め、安心して相談できた。結局は人脈での就職となったが、しごとセンターには感謝している。

(2) その他の就労支援事業

避難者の就労支援のため、発災直後の時期を中心に、下記のような支援事業を実施した。

ア 介護人材育成事業（福祉保健局）

事業概要	・避難者（失業者）を介護人材として育成 ・ホームヘルパー2級養成講座終了の上、介護雇用プログラム事業において8ヶ月間雇用
実施期間	平成23年度～平成30年度
実績	30人

イ 合同就職面接会の実施（産業労働局）

事業概要	都内避難者向けに、東京労働局との共催で合同就職面接会を実施
実施期間	平成23年度
実績	延べ参加者：178人、参加企業：82社

ウ 施設内職業訓練における被災者支援枠の設定（産業労働局）

事業概要	職業能力開発センターで実施している施設内訓練科目に被災者優先枠を設定
実施期間	平成23年度
実績	57人

エ 委託訓練の実施（産業労働局）

事業概要	1. コマツ教習所(株)東京センターにおいて、車両系建設機械等の講習を実施 2. 職業訓練法人東京土建技術研修センターにおいて、足場の組立等の講習を実施
実施期間	1. 平成23年度～平成24年度 2. 平成23年度
実績	延べ参加者：213人

第2節 心のケアや悩み事相談

都内避難者の東京での生活が長期化するにつれ、避難者が直面する困難も多様になっており、孤立化防止と心のケアを目的とした訪問や交流事業のほか、相談窓口やアンケートを通じて、避難者の抱える問題にきめ細やかに対応できるようにしている。

1 避難者の孤立化防止

(1) 概要

都内避難者の多くは、被災して住み慣れたコミュニティを離れ、見知らぬ土地である東京に避難してきた者であり、生活に不安を感じたり、引きこもりがちになったりすることが懸念された。そこで、避難者の孤立を防止するため、平成23年7月から、各地域の社会福祉協議会が中心となり、区市町村や自治会、民生委員、地域包括支援センター、避難元自治体等と連携しながら、戸別訪問や交流サロンの設置などを行っている。都が東京都社会福祉協議会を補助し、都社協が地区社会福祉協議会を補助する形で実施している。

(2) 取組実績・成果

ア 実施地区数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3	R4
地区数	15	19	17	16	14	13	12	11	10	10	10	10

イ 支援内容・事例・成果

各地区社会福祉協議会を中心に、地域の実情に応じ、主に以下の取組を実施している。

- 高齢、障害者や課題を抱える避難者の世帯を中心とした戸別訪問
- 団地の集会所等を利用した避難者の交流サロンの設置
- 関係機関との連携による、自立した生活に向けた支援

これらの取組を通じ、避難者それぞれの状況にあわせたきめ細かい支援が行われている。また、避難者同士の交流はもとより、避難者と地域住民の交流や、避難者の自主的な活動も生まれており、避難者の孤立化防止に寄与している。

具体的な取組の例は下記のとおりである。(終了したものも含む)

○戸別訪問

- ・避難者世帯を状況別に分類し、支援ニーズの大きい世帯は高い頻度で訪問
- ・継続的な訪問で信頼関係を構築し、困りごとや不安等を把握
- ・避難者の状況に応じ、地元自治体、保健所、地域包括センター、民生委員、町会役員、避難元県の支援員^{*}、支援団体等と共に訪問、又は当該機関等への橋渡しを実施
- ・コロナ禍においては電話で訪問を代替

※ 被災自治体が被災者の見守りやケア等のために配置するもの。都内には、宮城県の県外避難者支援員が令和2年度まで配置されており、福島県の復興支援員は令和4年度現在も配置されている。

○サロンの設置・運営

- ・地区社会福祉協議会と避難者当事者団体が共同で運営
- ・避難者と地域住民が協力して運営
- ・避難者同士のサロンと、地域住民と避難者の交流サロンの双方を設置
- ・区施設の庭を開墾して畑にし、既存サロンとは異なる避難者が集う場所に

- ・季節行事の実施、避難者が特技を披露・教授（音楽、手芸、料理等）
- ・大学生による子供たちの学習支援や遊びのサポートを実施
- ・地区外に転居した避難者も参加し、交流を継続
- ・避難者サロンから、徐々に地域のサロンへ移行
- ・コロナ禍で開催できない間、手紙や電話で交流を維持

○関係機関との連携

- ・課題に応じ、民生委員、地域包括支援センター、行政、保健師、NPO 等と情報を共有し、対応に繋げる
- ・定期的に関係機関と連絡会を開催し、避難者の情報を共有
- ・支援団体や地区県人会などと連携
- ・避難者の転居先の社会福祉協議会と情報を共有、転居後の地域との関係づくりを支援
- ・都内・都外自治体や避難元県の社会福祉協議会と連携して交流会を実施

○その他

- ・避難者向け情報紙を定期的に作成・配布
- ・地区内の避難者向けアンケートを実施
- ・避難元県の伝統工芸品の販売を支援、地区社会福祉協議会と避難者が繋がる契機に



地区社会福祉協議会が開催する交流サロンの様子

(3) 課題

都内避難者数は、地元への帰還や定住による避難終了、他の自治体への転居等により徐々に減少しているが、福島県には帰還困難区域が残り、いまだ帰郷が出来ない避難者もいる。震災から12年経った今も避難生活を送る方々の抱える課題は一層個別化・多様化し、深刻度が増している。都内避難者は、避難者としての立場と、東京で生活する者としての立場の両方を持ち合わせており、避難の長期化に伴い、抱える困難も、被災・避難したことに由来する課題と、より一般的な問題が混在する傾向にある。具体的には、住宅、仕事、生活資金、家族・友人関係、孤立・孤独のほか、高齢化に伴う介護や認知能力低下、精神疾患、各種依存症、借金、生活困窮など多岐に渡る課題があり、複数の課題を抱える者も多い。

また、これまで順次、応急仮設住宅の供与が終了する中で、供与終了を新たな生活の契機とする避難者がいる一方、様々な理由から一部の避難者が退去せず居住を続ける状況となっている。

さらに、困難を抱える避難者の中には、つながりや支援を求めることを強く躊躇する者や、支援を拒否する者もいる。令和2年以降のコロナ禍により、従来のやり方での戸別訪問やサロン活動が難しくなり、孤立が進んだ避難者も見られた。

引き続き、避難者一人一人の状況を丁寧に把握し、関係機関と連携した一体的な支援を提供することで、生活再建につなげていくことが必要である。

2 相談窓口等の設置

(1) 相談窓口の設置 (平成 23 年度～平成 27 年 4 月)

都では、平成 23 年度から都庁内に総合相談窓口を設置し、電話対応のみならず、必要に応じて避難者との個別面談を実施した。また住宅、福祉、教育、就労など、庁内の関係各局がそれぞれの窓口で避難者からの相談に対応しており、総合相談窓口でも内容に応じて各窓口の紹介を行った。

あわせて福島県の職員が都庁に駐在し、避難元職員ならではの親しみやすさを生かして、避難者のニーズをより深く酌み取り、情報を都と福島県とで共有していた。

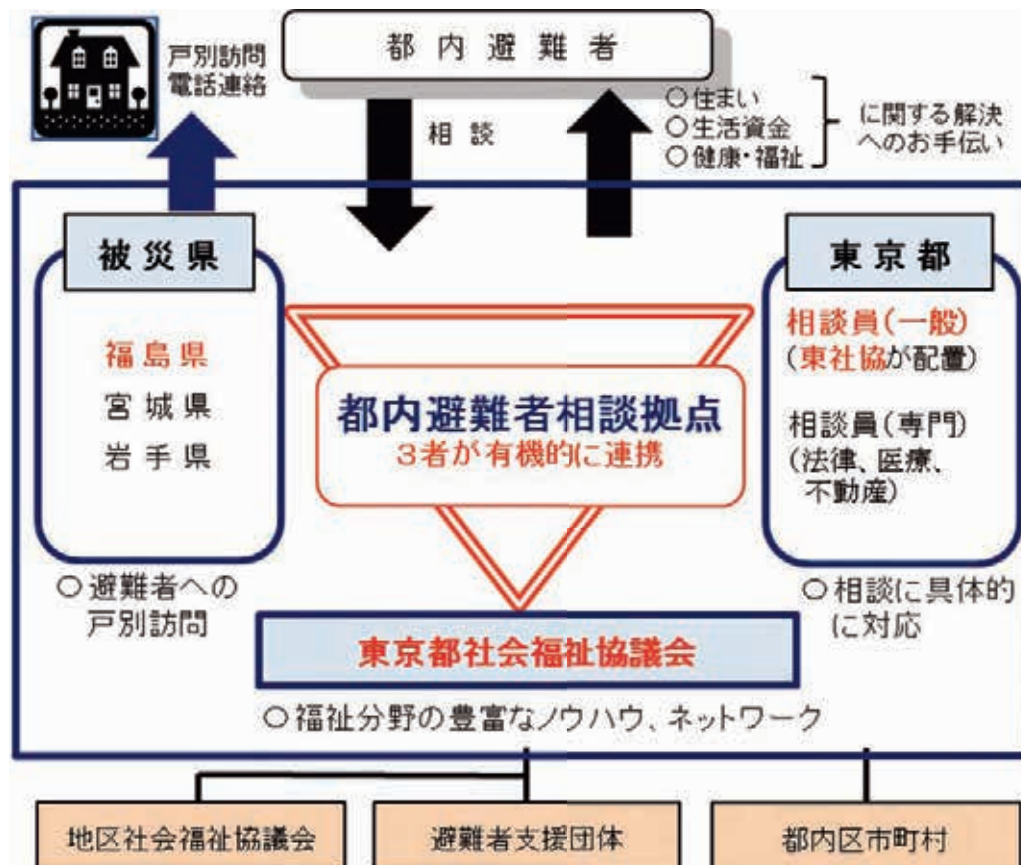
(2) 相談拠点の運営 (平成 27 年 5 月～現在)

ア 体制

都内避難者の避難生活の長期化を踏まえ、一日も早い生活再建につなげるため、平成 27 年 5 月に東京都と福島県とで協定を締結し、「都内避難者相談拠点」を飯田橋のセントラルプラザ内に開設し、相談体制の充実を図った。

相談拠点では、東京都社会福祉協議会の 2 名の相談員が常駐し、福島県の駐在員も同席するなど、避難者からの様々な相談に対応できる体制を組んだ。そして、都・被災県・都社会福祉協議会の機能を有機的に連携させ、情報を共有しながら、相談、関係機関への的確なつなぎ、戸別訪問などに丁寧に対応している。なお、平成 31 年 4 月に相談拠点を都庁内に移転し対面相談を終了し、セントラルプラザでは相談員による電話相談を継続している。

都内避難者相談拠点を介した関係機関の連携イメージ



イ 相談件数と主な相談内容の推移

開設初年度である平成 27 年度には 188 件の相談に対応した。これに加えて、避難者の生活のケアを目的とした巡回による戸別訪問を、ひと月当たり 160 件程度実施した。平成 28 年度以降の相談件数の推移は以下の通りである。

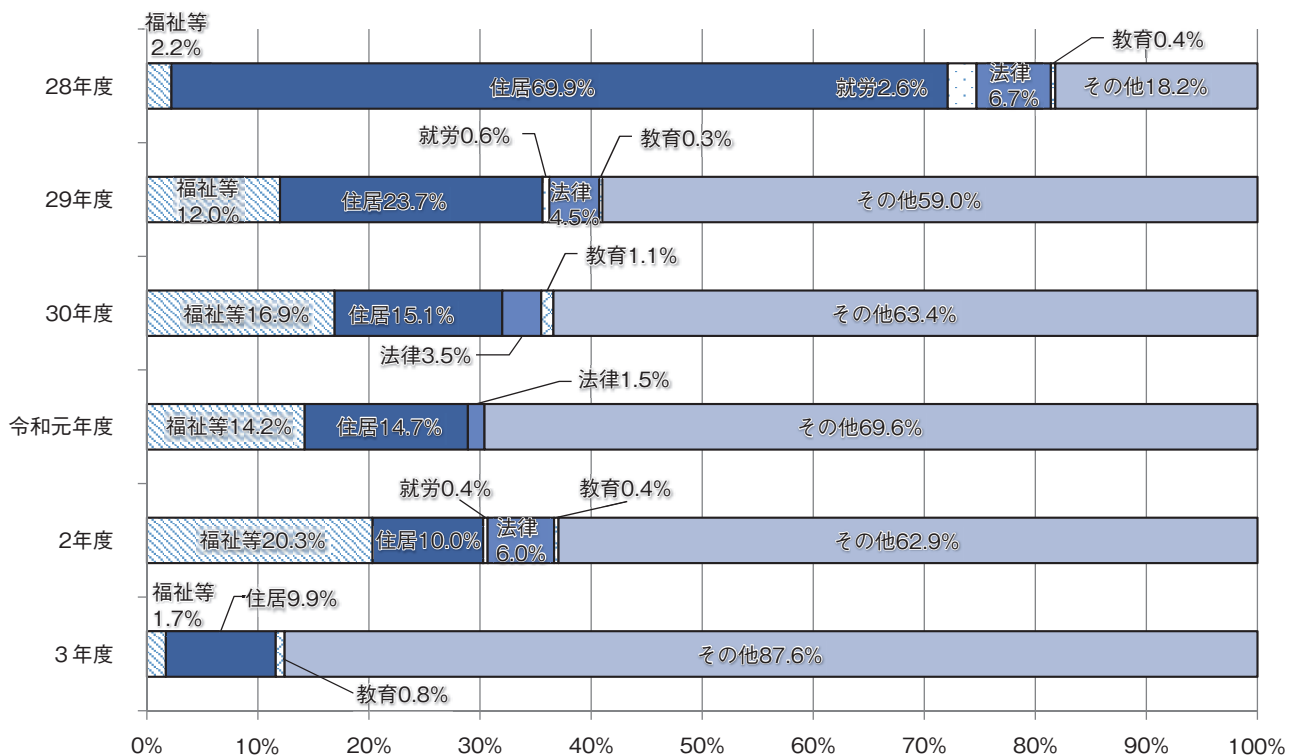
相談内容は、身の回りの生活に関すること、福祉や介護にかかわること、生活資金の利用、今後の住まいに関する事など多岐に渡る。毎年、住居に関する相談が一定割合を占め、福祉や法律に関する相談がそれに続く形となっている。

・相談件数の推移（年度別）

（単位：件）

	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	累計
福島県	201	206	207	167	192	95	1,068
宮城県	32	14	7	3	5	1	62
岩手県	6	23	8	4	0	2	43
その他	30	91	62	30	54	23	290
計	269	334	284	204	251	121	1,463

・相談内容の推移



ウ 近年の相談傾向

継続的に相談される方が大半であり、1件あたりの相談時間が1時間を超えるものや、他機関との連携を要するケースが多く、相談1件あたりの対応時間は長くなる傾向にある。一方で、傾聴するだけで終わるような相談も多く見受けられる。

コラム

東京都社会福祉協議会 担当職員へのインタビュー

東京都社会福祉協議会にて、相談拠点を所管する部署に平成29年から勤務している職員に、相談業務について話を聞いた。

●相談者・相談内容の変遷について

- ・平成29年当時から、対面相談を希望される方はごく少数で、電話での相談がほとんどであった。対面はやはり少しハードルが高いらしく、電話相談には意義があると思う。
- ・相談者の大半が継続的に相談サービスを利用している方である。平成29年時点で既に、主な相談者は、避難元県に戻るか、避難先に定住するかの決心がつかない方に絞られていたのではないかと思われる。
- ・相談内容は、以前は、避難先における当面の住居や学校関係等、避難生活から生じる悩みが多く見受けられたが、近年では、震災に起因しない日常生活に関する相談が多い。相談窓口が避難者にとっての心の拠り所となっているのではないかと考えられる。

●苦勞した点

- ・相談内容が必ずしも避難者特有のものではないことから、相談業務に従事する職員が、当初想定していた業務と異なると感じて辞めるなどし、職員の入れ替わりが多かった時期もあった。
- ・自分が馴染みのある職員としか話をしたくないという相談者もいっしょり、職員が入れ替わる時期には対応に苦勞することがあった。
- ・相談内容にどこまで踏み込んで良いのかの判断が難しく、後から考えると、ケース会議等を開いて対応すべきだったかと思う案件もある。また、都外からの相談の場合、社会福祉協議会等の繋ぎ先がわからずにやきもきすることもあった。

3 都内避難者アンケート等の実施

(1) 概要

平成23年度以降、都が所在を把握している都内の避難者世帯を対象に、避難者の現状やニーズを把握し、今後の支援に活用するため、アンケート調査を実施している。平成23年度から平成30年度までは設問方式と自由意見の記述とを組み合わせた形式で、令和元年度からは、都や避難元自治体への自由意見を記述する形式としている。

(2) 設問方式アンケート（平成23年度～30年度実施）の結果（概要）

平成23年度から30年度までのアンケート結果概要は以下の通りである。

・実施・回答状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
対象世帯数	3,802	3,555	3,299	2,916	2,445	2,021	1,655	1,403
回答世帯数	1,519	1,139	1,155	1,144	1,068	837	600	381
回答率	40.0%	32.0%	35.0%	39.2%	43.7%	41.4%	36.3%	27.2%

・都内避難先における住宅の種類

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
応急仮設住宅 (公営住宅、国家公務員 宿舎、民間賃貸住宅等)	961 67.4%	727 73.1%	810 75.3%	732 71.9%	721 75.4%	529 66.5%	286 49.5%	148 39.1%
自己負担による住宅 (購入・賃貸等)	215 15.1%	130 13.1%	157 14.6%	180 17.7%	161 16.8%	186 23.4%	201 34.8%	179 47.4%
親類・知人宅	149 10.4%	69 6.9%	66 6.1%	68 6.7%	43 4.5%	47 5.9%	47 8.1%	26 6.9%
その他	101 7.1%	69 6.9%	43 4.0%	39 3.8%	31 3.3%	33 4.2%	44 7.6%	25 6.6%

「応急仮設住宅」が年々減り、「自己負担による住宅」が増加している。応急仮設住宅の供与状況を反映していると推測できる。

・今後の居住先

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
帰還	780 59.3%	323 36.0%	214 23.7%	250 25.2%	187 26.0%	187 28.8%	142 32.9%	91 24.9%
定住	490 37.2%	548 61.2%	602 66.6%	629 63.3%	452 62.9%	405 62.3%	267 61.8%	199 54.4%
移住	46 3.5%	26 2.9%	87 9.7%	114 11.5%	80 11.1%	58 8.9%	23 5.3%	16 4.3%
まだ決められない	-	-	-	-	-	-	-	60 16.4%

※新旧選択肢調整

※定住とは東京都への定住、移住とは避難元・東京都以外の道府県への移住

平成 23 年度には「帰還」が6割近くを占めたが、平成 24 年度以降は「帰還」が大きく減り、「定住」が6割前後で推移するようになる。発災後 8 年近くが経過した平成 30 年度の調査で「まだ決められない」とする者も一定数おり、避難者にとり難しい選択であることも伺える。

・現在の生活で困っていること、不安なこと

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
就職のこと	-	224	236	227	169	129	83	59
		20.3%	21.1%	20.6%	17.1%	16.2%	14.8%	15.9%
生活資金のこと	-	411	461	480	402	359	248	154
		37.2%	41.1%	43.5%	40.8%	45.2%	44.3%	41.5%
住まいのこと	-	628	690	686	532	362	223	138
		56.8%	61.6%	62.2%	54.0%	45.6%	39.8%	37.2%
健康や福祉のこと	-	332	412	411	335	321	211	162
		30.0%	36.8%	37.3%	34.0%	40.4%	37.7%	43.7%
子育て・教育のこと	-	227	248	200	107	81	52	39
		20.5%	22.1%	18.1%	10.9%	10.2%	9.3%	10.5%
生活や支援に関する 情報が不足していること	-	135	121	98	73	69	45	33
		12.2%	10.8%	8.9%	7.4%	8.7%	8.0%	8.9%
避難元の情報が 不足していること	-	160	133	83	53	39	25	27
		14.5%	11.9%	7.5%	5.4%	4.9%	4.5%	7.3%
避難生活の先行きが 不明なこと	-	603	590	503	389	240	148	71
		54.6%	52.6%	45.6%	39.5%	30.2%	26.4%	19.1%
相談相手がないこと	-	145	122	85	82	69	34	37
		13.1%	10.9%	7.7%	8.3%	8.7%	6.1%	10.0%
特に困っていることはない	-	93	92	109	123	111	92	60
		8.4%	8.2%	9.9%	12.5%	14.0%	16.4%	16.2%
その他	-	60	58	55	33	57	37	31
		5.4%	5.2%	5.0%	3.3%	7.2%	6.6%	8.4%

※複数回答

※平成23年度は本設問無し

当初、最も高い割合であった「住まいのこと」が減少傾向にある一方、「健康や福祉のこと」が次第に増加しており、平成30年度には最も多くなった。また「生活資金のこと」は平成23年度当初から一貫して高い割合を占めている。

・有益と考える情報

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
地元の行政情報	-	531	292	228	216	174	114	105
		49.7%	27.8%	22.3%	23.3%	23.3%	21.3%	
地元の復興の状況	-	543	377	334	278	196	141	29.2%
		50.8%	35.9%	32.7%	29.9%	26.2%	26.4%	
地元の放射線や 除染に関する情報	-	549	418	348	294	193	114	91
		51.4%	39.8%	34.1%	31.6%	25.8%	21.3%	25.3%
地元の住まいに関する情報	-	303	195	122	145	110	64	57
		28.3%	18.6%	11.9%	15.6%	14.7%	12.0%	15.9%
都内の住まいに関する情報	-	-	-	425	487	306	205	150
				41.6%	52.4%	41.0%	38.3%	41.8%
東京電力の 賠償に関する情報	-	620	517	426	360	296	184	112
		58.0%	49.2%	41.7%	38.8%	39.6%	34.4%	31.2%
就職に関する情報	-	201	200	153	141	126	84	58
		18.8%	19.0%	15.0%	15.2%	16.9%	15.7%	16.2%
就学・進学に関する情報	-	107	130	99	86	73	44	41
		10.0%	12.4%	9.7%	9.3%	9.8%	8.2%	11.4%
健康・福祉に関する情報	-	393	369	315	309	260	192	164
		36.8%	35.1%	30.9%	33.3%	34.8%	35.9%	45.7%
交流会・戸別訪問に 関する情報	-	117	82	84	74	72	44	29
		10.9%	7.8%	8.2%	8.0%	9.6%	8.2%	8.1%
イベント情報	-	222	117	122	126	116	105	53
		20.8%	11.1%	11.9%	13.6%	15.5%	19.6%	14.8%
相談窓口に関する情報	-	150	129	91	122	103	47	36
		14.0%	12.3%	8.9%	13.1%	13.8%	8.8%	10.0%
その他	-	34	44	42	34	33	19	18
		3.2%	4.2%	4.1%	3.7%	4.4%	3.6%	5.0%
情報提供は不要	-	-	-	-	-	52	43	11
						7.0%	8.0%	3.1%

※複数回答

※平成 23 年度は設問無し

※「-」を記載している箇所については当該年度に該当の質問なし

「健康や福祉に関する情報」「都内の住まいに関する情報」に対するニーズが一貫して高い。「東京電力の賠償に関する情報」は年を追うごとに徐々に減少している。「地元（避難元）」の「復興」「放射能や除染」「住まい」に関する情報は、当初よりは減少しているものの、平成 30 年時点でも一定のニーズがある。

4 ふくしま避難者交流会の実施

(1) 概要

福島県からの避難者同士の交流を図り、ふるさととの絆を深めてもらうことを目的として、福島県、公益財団法人さわやか福祉財団との共催で、「ふくしま避難者交流会」を平成23年度から実施している。(平成23年度のみ公益財団法人さわやか福祉財団と都の2者による共催)

より多くの避難者に足を運んでもらえるよう、令和元年度まで、福島県が都内にて開催する大規模PRイベント「ふくしま大交流フェスタ」(平成28年度までは「ふくしま大交流フェア」)と同日に、同会場の東京国際フォーラムにて開催してきた。

交流会では、避難者同士の交流を中心に、避難元自治体職員との意見交換、福島県ゆかりのアーティストによる催しや展示等を実施している。令和元年度までは、福島県知事との意見交換や、法律・住宅等の専門家による個別相談もあわせて実施していた。

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け開催を断念したが、令和4年度は3年ぶりに対面で開催することができた。

(2) 開催実績

年度	日時・場所・参加者数	主な内容
H23	平成24年3月20日(火) 東京国際フォーラムD1ホール 参加者数：176名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事挨拶 ・ミニコンサート ・交流、個別相談 ・南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、浪江町、飯館村及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H24	平成24年12月24日(月) 東京国際フォーラム ガラス棟7階G701会議室/ラウンジ 参加者数：159名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事挨拶 ・ハンドベル演奏(Wasedaノエルズ) ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、富岡町、大熊町、浪江町、飯館村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H25	平成25年12月23日(月) 東京国際フォーラムD5ホール 参加者数：172名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事挨拶 ・避難者有志による日本舞踊 ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、川内村、浪江町、飯館村、葛尾村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H26	平成27年1月12日(月) 東京国際フォーラムD5ホール 参加者数：139名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事挨拶 ・浪江町出身歌手によるミニコンサート ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、川内村、浪江町、飯館村、葛尾村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H27	平成27年10月17日(土) 東京国際フォーラムD5ホール 参加者数：66名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事挨拶 ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、浪江町、飯館村、葛尾村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展

年度	日時・場所・参加者数	主な内容
H28	平成 28 年 12 月 23 日 (金) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：46 名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事挨拶 ・ダンスショー（スパリゾートハワイアンズダンシングチーム） ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、浪江町、飯館村、葛尾村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H29	平成 29 年 12 月 23 日 (土) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：95 名	<ul style="list-style-type: none"> ・復興大臣、福島県知事挨拶 ・福島県の復興に向けた取組状況の説明 ・フラダンスショー（県立いわき総合高等学校） ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、南相馬市、富岡町、大熊町、浪江町、飯館村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・展示（避難者、支援者の手作り作品）
H30	平成 30 年 12 月 9 日 (日) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：64 名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事挨拶 ・福島県の復興に向けた取組状況の説明 ・フラダンスショー（県立いわき総合高等学校） ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村及びいわき市の職員紹介 ・展示（避難者の手作り作品）
H31 ／ R元	令和元年 12 月 21 日 (土) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：69 名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事挨拶 ・福島県の復興に向けた取組状況の説明 ・合唱演奏（南相馬ジュニアコーラス） ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及びいわき市職員の紹介 ・展示（避難者の手作り作品）
R2		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
R3		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
R4	令和 4 年 11 月 5 日 (土) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：34 名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県避難地域復興局長挨拶 ・福島県の復興に向けた取組状況の説明 ・福島県出身アーティストによるステージ（大川義秋さん、中島孔山さん） ・南相馬市、富岡町及びいわき市職員の紹介 ・交流



福島県知事挨拶（平成 30 年度）



フラダンスショー（平成 29 年度）



交流の様子（平成 28 年度）



展示スペース（平成 29 年度）

5 「ふるさと復興の今が分かるツアー」の実施

(1) 概要

都内避難者が被災地へ赴き、復興の状況を実際に見て、地元に触れてもらうことで、将来の帰還のきっかけの一つを提供し、また、参加者である避難者同士で情報交換をすることにより、お互いの悩みや不安を共有する交流の機会を提供するため、被災自治体と連携し、平成 27 年度よりツアーを実施した。

ツアーの行程には、住まい（災害公営住宅等）、医療（病院）、商店、学校等の復興状況を確認できる施設の見学や、避難元住民との交流会を組み込んだ。ツアー参加費は無料（現地での飲食代等を除く）とし、以下の実績のとおり、避難者の参加があった。

ツアー参加者からは、有意義だったとの声が多く寄せられた。

本事業は、被災自治体における応急仮設住宅の供与終了に伴い、公営住宅の入居募集や移転サポート事業等の帰還・生活再建支援が加速したことや、被災自治体による情報発信や地域の祭礼・イベント等の開催により、避難者が地元へ赴く機会が増加したことを踏まえ、平成 30 年度をもって終了となった。



災害公営住宅整備現場の見学



災害公営住宅入居者との交流会

（平成 27 年 10 月 22 日 宮城県コースでの様子）

(2) 実績

	日程	コース	参加人数(募集人数)
平成 27 年度	10月22日	宮城県(東松島市、石巻市、女川町)	9名(15名)
	10月29日	福島県(いわき市、広野町、富岡町)	23名(30名)
	11月5日	福島県(いわき市、広野町)	10名(30名)
	11月11日～12日	岩手県(陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市)	6名(10名)
	11月19日	宮城県(気仙沼市、南三陸町)	11名(15名)
	12月2日	福島県(福島市、郡山市)	8名(30名)
平成 28 年度	8月20日～21日	福島県(福島市、郡山市)	7名(20名)
	9月13日～14日	福島県(いわき市、広野町、富岡町、南相馬市、相馬市)	10名(15名)
	10月18日～19日	宮城県(仙台市、多賀城市、東松島市、石巻市、女川町)	13名(15名)
	11月10日～11日	岩手県(陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町)	7名(10名)
	11月17日～18日	福島県(いわき市、富岡町、檜葉町)	13名(15名)
	12月6日～7日	宮城県(気仙沼市、南三陸町)	11名(15名)
平成 29 年度	8月29日～30日	福島県(相馬市、南相馬市、広野町、富岡町、浪江町)	8名(15名)
	10月3日～4日	宮城県(東松島市、石巻市、女川町)	8名(10名)
	10月24日～25日	宮城県(気仙沼市、南三陸町)	10名(10名)
	11月8日～9日	岩手県(宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町)	6名(10名)
	11月21日～22日	福島県(いわき市、広野町、檜葉町、広野町)	6名(15名)
平成 30 年度	10月23日	福島県(いわき市、富岡町)	5名(15名)
	11月14日～15日	福島県(南相馬市、富岡町、檜葉町、浪江町)	4名(15名)

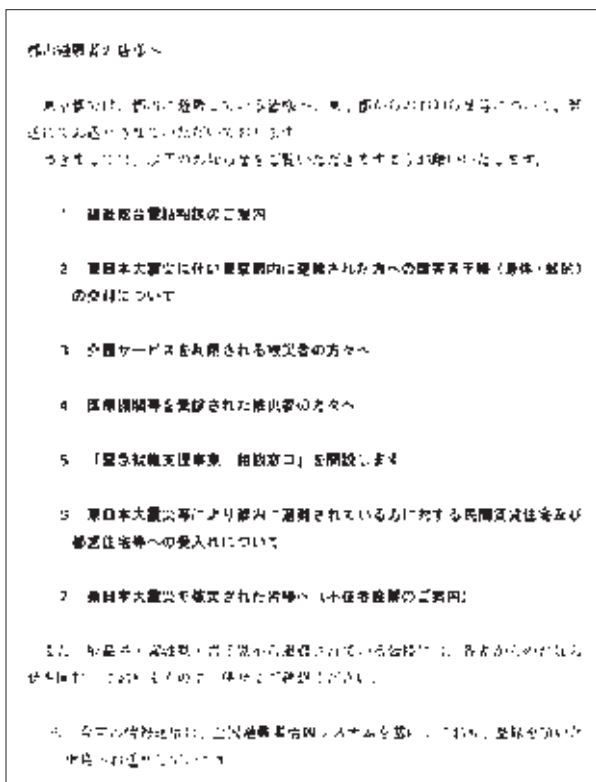
第3節 避難者への情報提供

都では平成23年度以降、様々な手段を用いて都内避難者に資すると考えられる情報を提供してきた。ここではその中の主な手段として、定期便の郵送、都内避難者情報コーナーの設置、ホームページの運営の3つを紹介する。

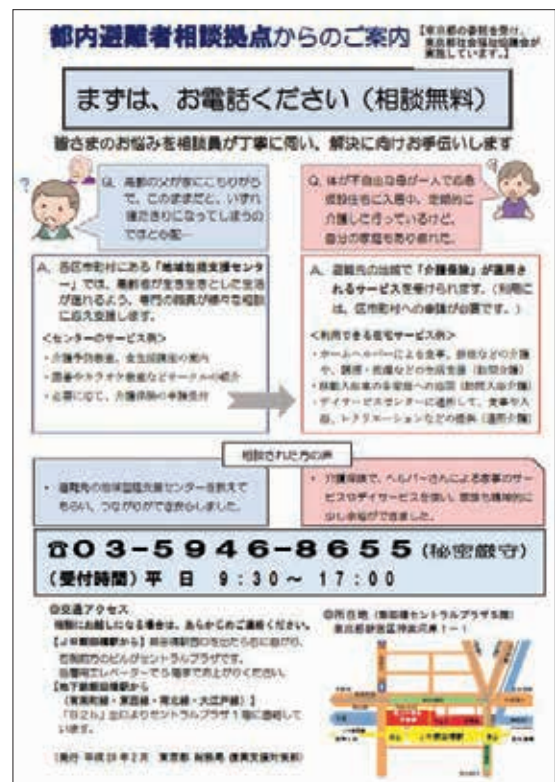
1 定期便の郵送

平成23年8月以降、都が所在を把握している都内の避難者世帯等に、自治体による支援情報などをまとめた定期便を、毎月個別に郵送している。

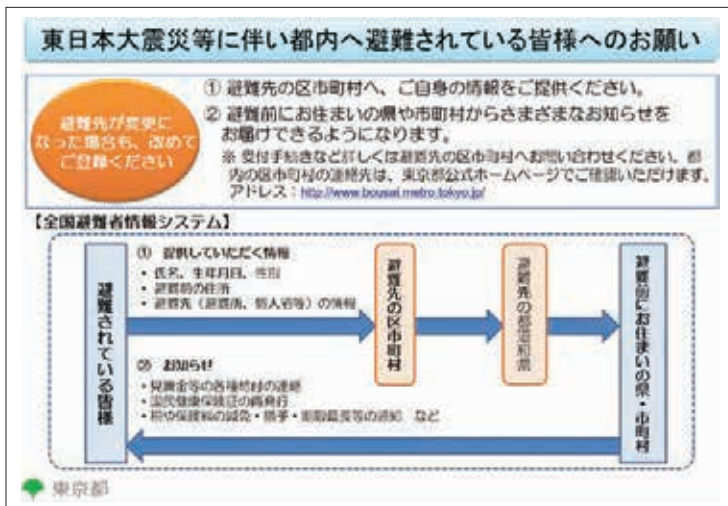
平成23年8月から平成29年3月までは、自治体発行の冊子や、関係機関からのチラシを同封し、毎月2回郵送していた。この期間には、臨時号も含めて合計で143回の定期便を発送している。



表紙 (平成23年8月)



相談拠点の案内 (平成28年2月)



全国避難者情報システムの案内 (平成23年8月)

平成 29 年 4 月には定期便を大幅にリニューアルした。まず内容について、平成 28 年 12 月に実施した「定期便に関するアンケート」も参考に、被災地の復興状況、都内における避難者支援団体の取組、都の避難者支援の取組を掲載し、情報の充実を図った。あわせて、紙面をカラー化し、デザインも一新するとともに、16 ページの冊子と 8 枚程度のチラシの形式に変更し、郵送回数を毎月 1 回とした。また、ホームページにも定期便を掲載し、より手軽に閲覧できるようにした。

都内避難者の皆様への
定期便

2017
4月号
No.135

都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせ等の情報を送ります。

- 1 定期便リニューアルのお知らせ**
新しくなった定期便に関するお知らせです。
- 2 ふるさとを語ろう!平成28年度 第2回福島ふるさと交流会in秋葉原**
公益財団法人さわやか福祉財団が事務局となっている交流会のレポートです。
- 3 ふくしまの今がわかるセミナー開催!**
避難者支援をされている方向けに開催したセミナーのレポートです。
- 4 都営住宅募集のご案内**
都営住宅募集(5月)のお知らせです。
- 5 「都内避難者相談拠点」のご案内**
東京都が実施する都内に避難されている方向けの総合相談窓口のご案内です。
- 6 東京しごとセンターの就職相談**
東京都の実施する就労相談などのご案内です。
※今回「司法書士による面談・電話相談のご案内」は別添えとなっています。
- 7 「「定期便」継続希望のご確認」のご提出について**
定期便の継続希望についてのお知らせです。

次号の発送は5月10日を予定しています。

東京都

都内避難者の皆様への定期便

**リニューアルした定期便を
よろしくお願いたします!**

東日本大震災から6年が経過しました。遠くふるさとを離れ都内で避難生活を送られている皆様に、改めて心からお見舞い申し上げます。

東京都では、平成23年8月から5年にわたり皆様の元に「定期便」をお届けして参りましたが、この度大幅にリニューアルいたしました。リニューアルにあたっては、昨年12月に実施いたしました「定期便に対するアンケート」のご意見を参考にさせていただきました。

今後とも、様々な情報の提供を通じて、引き続き皆様への支援を継続してまいりますので、よろしくお願いたします。

主な変更点

- 掲載情報の充実
 - ・被災地の復興状況
 - ・都内における支援団体の取組
 - ・東京都の支援の取組の紹介など
- 読みやすい紙面
 - ・紙面をカラー化
 - ・デザインを一新

発行については毎月1回とさせていただきます。

変更後の定期便（平成 29 年 4 月）

その後、平成 31 年 4 月からは冊子部分を 12 ページに減らし、チラシの同封可能枚数を増やしたが、令和 2 年度には冊子部分のページを 8 ページとし、さらに令和 3 年度からは、冊子をやめ、各関係機関作成のチラシを送付する形としている。また、避難者世帯の他、各関係機関や区市町村、区市町村社会福祉協議会等にも参考に送付している。

平成 23 年の開始以来、定期便にて提供してきた情報は多岐に渡り、主なものとして、住居に関するもの、各種料金減免に関するもの、各種相談窓口、相談会・交流イベント、被災地情報等が挙げられる。

・定期便掲載情報の主な提供元（平成 23 年度～）

分野	組織名
住宅関連	東京都（住宅政策本部）
就職関連	東京都（産業労働局）、公益財団法人東京しごと財団
イベント関連	東京都（生活文化スポーツ局、都市整備局、建設局、港湾局）、警視庁、東京国際フォーラム、岩手県東京事務所、宮城県東京事務所、福島県警察本部、国分寺市、社会福祉法人中野区社会福祉協議会、国立劇場、公益社団法人東京青年会議所、東京臨床心理士会、災害復興まちづくり支援機構、一般社団法人復興開発支援機構、特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター、社団法人日本野球機構、財団法人日本野球連盟、毎日新聞社、ふんばろう東日本支援プロジェクト福島支部、福島県被災者同行会、オリックス財団
相談関連	東京都（福祉保健局）、福島県（市町村行政課）、富岡町、檜葉町、茨城県（土木部）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、公益財団法人さわやか福祉財団、東京司法書士会、東京税理士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法支援センター、日本弁護士連合会
生活資金関連	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
料金減免等	東京都（生活文化スポーツ局、建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局）
その他	内閣府、総務省、農林水産省、岩手県（復興局）、宮城県（土木部、教育委員会）、福島県（避難者支援課、児童家庭課）、南相馬警察署、双葉警察署、東京電力

2 都内避難者情報コーナーの設置

都では、都内避難者及び都民向けの情報提供の場として、平成 23 年 10 月に都庁第一本庁舎 3 階北側、都民情報ルーム内に、都内避難者情報コーナーを設置した。

主な目的は、都内避難者のニーズに基づき、①パソコン等を持たない都内避難者に対し、避難元自治体が広報する各種情報（復興計画状況、住宅情報、放射線モニタリング結果、支援窓口情報等）を提供すること、②都内で読むことができない地元紙（福島民報、福島民友、河北新報、岩手日報）の閲覧の場を提供することであり、加えて、都や都内区市町村が行う支援情報も提供することとした。なお、観劇、スポーツイベントへの無料招待等の情報は、大量かつ多岐に渡ることから、情報コーナーでは提供せず、個別に定期便で情報提供することとした。

都内避難者情報コーナーは、都民情報ルームのスペースの関係から、東日本大震災から 10 年が経過した令和 3 年 3 月 31 日をもって閉鎖した。



都内避難者情報コーナー（平成 30 年）

3 ホームページの運営

都は、平成23年8月に都内避難者向けホームページを開設し、同年10月には携帯端末専用ページを開設した。

ホームページ（携帯版を含む。）では、都内避難者向けの支援情報として、相談等窓口一覧や都の発行する定期便、住宅、雇用、就学、医療・福祉などの分野別に分類した避難者向けリンク一覧（避難元自治体の提供する情報を含む）などを掲載し、避難者の用に供している。

あわせて、ツイッターにおいても情報を提供している。

都内避難者支援の取組

都内避難者支援の取組

都内に避難されている皆様へ

新着情報等

<都営住宅の毎月募集等について>

- 都営住宅における家賃の毎月募集（東日本大震災被災者等）のご案内（PDF）
- ※ 募集の毎月募集及び定期募集等については、こちらをご覧ください。（東京都住宅供給公社HPへのリンク）

<都内避難者の皆様への定期便>

- 都内避難者の皆様への定期便がホームページでご覧いただけます。

相談窓口に関する情報

- 都内避難者電話相談窓口（相談員・支援員・専門家）の相談窓口（PDF）
- 各種相談窓口一覧（PDF）

イベント・セミナーに関する情報

- ふくしま避難者交流会の開催について（PDF）
- 避難されている皆様への連絡機会について（PDF）
- これまで、都庁第一本庁舎3階都民情報ルームに開設していた「都内避難者情報コーナー」は、令和3年3月31日をもって閉鎖いたしました。
- 定期サロン、その他イベントのご案内（PDF）
- 活動事例の紹介はこちら
- 復興民話・復興民話の開催施設のご案内（復興民話HPへのリンク）

住宅に関する情報

<都営住宅の毎月募集等について>

- 都営住宅における家賃の毎月募集（東日本大震災被災者等）及び定期募集のご案内（PDF）
- ※ 募集の毎月募集及び定期募集等については、こちらをご覧ください。（東京都住宅供給公社HPへのリンク）

<募集が終了したもの>

- 令和4年度5月初都営住宅定期募集：令和4年5月6日（金曜日）～5月20日（金曜日）【募集終了】

<復興民話の住宅情報>

- 避難者住宅確保・経費サポート事業について（復興民話HPへのリンク）
- 復興公営住宅の入居については、こちらをご覧ください。（復興民話復興公営住宅入居支援センターHPへのリンク）

都内避難者向けホームページ

第4節 避難者数の管理

都内避難者の支援に当たり、基礎的情報となる避難者数の把握は重要であり、避難者の存する都道府県は、復興庁からも定期的な報告を求められている。しかし、避難者の定義が一樣でない、全ての広域避難者の情報を一元的かつ正確に把握・共有する仕組みがないなど、避難者及びその数の把握には東日本大震災発災当初から様々な課題がある。都では、都内区市町村等の協力を得て、複数の関係する名簿を利用し、避難者数の管理を行っている。

1 避難者受入人数調査（復興庁調査）

(1) 概要

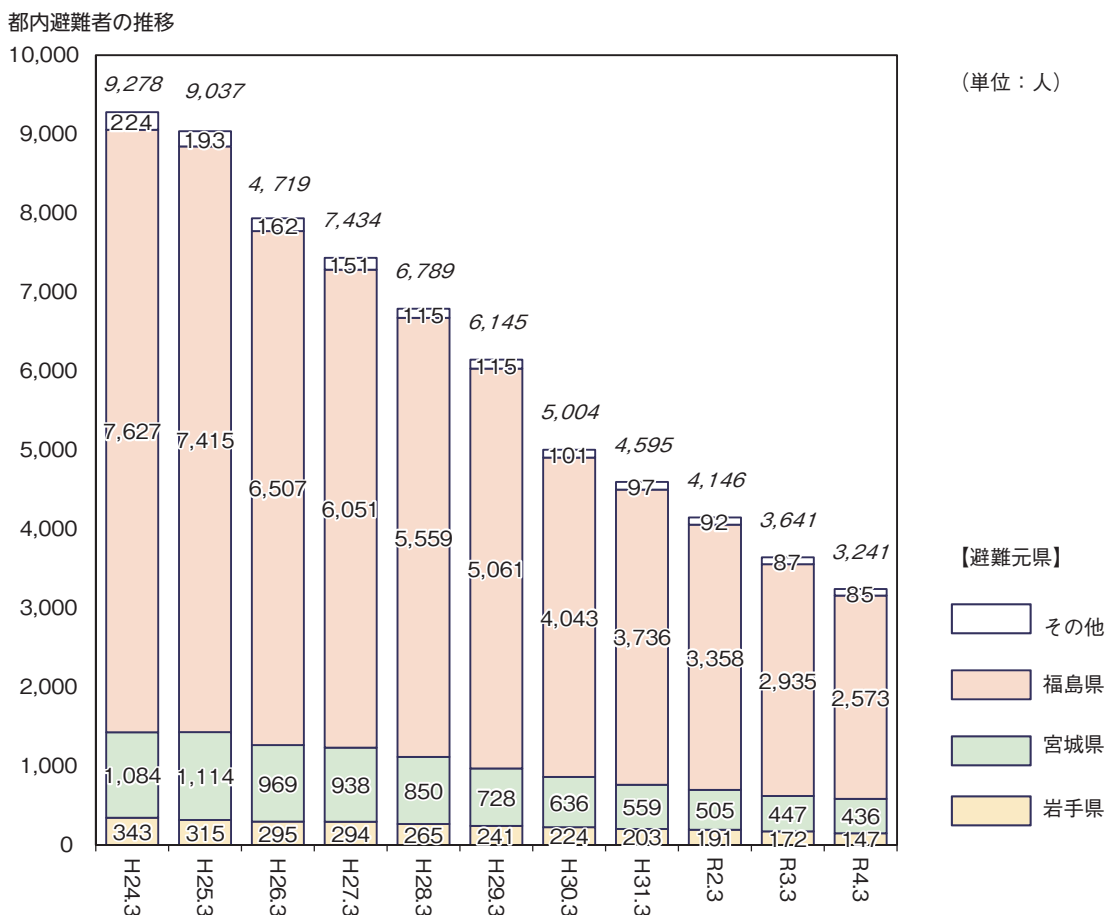
東日本大震災をきっかけに、都内に避難している被災者の人数について、復興庁からの依頼に基づき、各区市町村に人数の報告を依頼し、都で取りまとめの上、復興庁へ回答している。なお復興庁は、避難者を「東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有するもの」と定義している。

各都道府県からの回答に基づき、復興庁のホームページにおいて、避難者の人数が公表されている。都のホームページにおいても、区市町村ごとの人数を公表している。

なお、復興庁創設前は、消防庁及び内閣府からの調査依頼に基づき、対応していた。

(2) 都内避難者数の推移

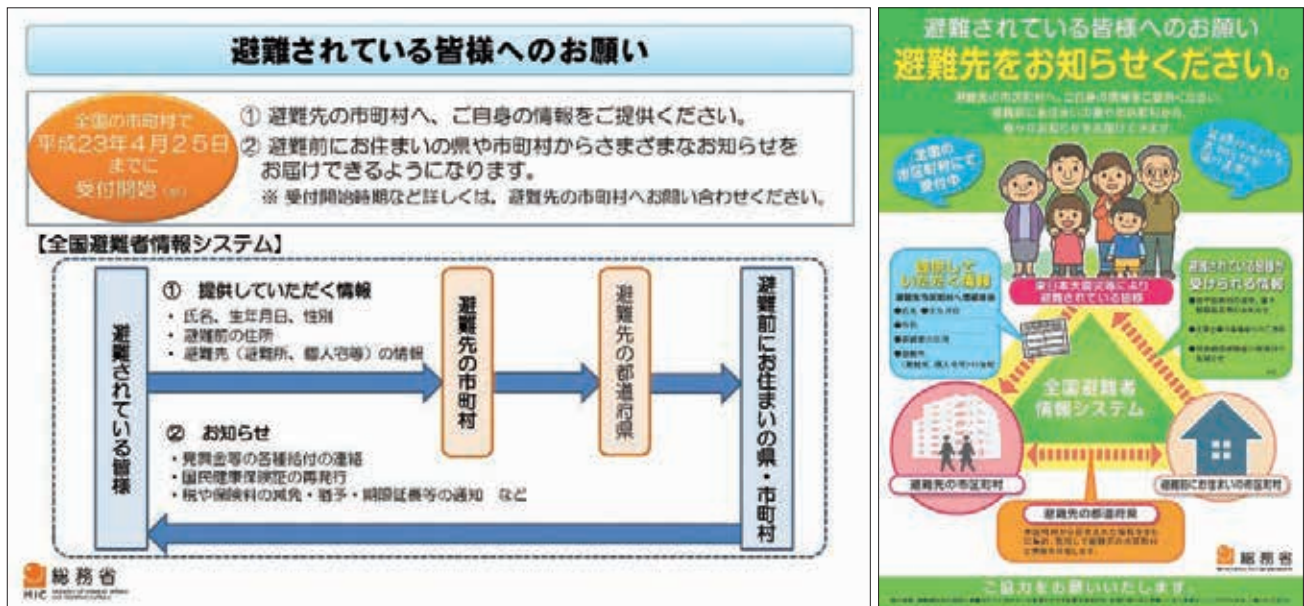
都内への避難元県別避難者数の推移は以下のグラフのとおりである。斜体で記載している人数が都内避難者の合計人数となっており、年々避難者数は減少し、令和4年3月時点で、3,241人が避難を継続している。



2 「全国避難者情報システム」の運用における区市町村等との連絡調整

避難元自治体が避難者の所在地等の情報を把握し、各種通知を行う等、避難者支援に活用するため、総務省通知に基づき、「全国避難者情報システム」（以下「システム」という。）が構築されている。

都では、避難先区市町村が避難者本人から提供を受けた情報を集約し、避難元県を通して、避難元市町村に情報を提供している。



出典：総務省ホームページ

3 避難者数の管理における課題

避難者数の管理の面で、システムの登録情報は重要な情報の一つとなっている。しかし、避難者本人からの情報提供の届出が必要となることから、届出をしない避難者は把握できず、また、他の避難先への転居や避難元への帰還等、居住地に変更がある際に届出が漏れた場合に、システムでの登録情報と居住実態との間に不一致が生じることとなる。

適正にシステムを運用し、正確な避難者数の管理を行っていくため、情報提供の届出について、総務省及び区市町村と連携し、避難者に対し継続的かつ積極的に周知していく必要がある。

また、復興庁等は前の住所に戻る意思を有する者を避難者としているが、帰還意思の有無は、質問する時期や主体により避難者の回答が異なるなど、把握が難しい部分がある。さらに、都内避難者の支援は、被災・避難したことに由来する困難の状況に着目して行っているため、帰還意思のある者のみが対象になるとは限らず、統計上の避難者数と都の支援対象は必ずしも一致しない状況となっている。

コラム

区市町村における避難者名簿管理の実情

避難者名簿については、都内の各区市町村において管理を行っている。避難者名簿の管理の実態について、区市町村の担当部署へアンケートを行った。

- 避難者名簿の管理をするために取り組んでいること、工夫している点
 - ・ 定期的（毎年1回）に、避難者への現況調査を実施し、居住実態や帰還意思の確認をしている。郵送での調査に未回答の場合は、架電や訪問を実施している。
 - ・ 避難者名簿管理担当部署と住民基本台帳担当部署等との間で、避難者の転出入に関する情報提供を行っている。

●避難者名簿を管理する上で、苦労している点

- ・住民登録をしていない避難者の転居、死亡等による避難者の居住実態の変更情報を得にくい。
- ・全国避難者情報システムについては、既に避難を終了した者であっても、本人からの届出がないため名簿から削除できないケースが多数ある。
- ・原発特例法による名簿、復興庁調査における名簿、全国避難者情報システムといった複数の制度が存在し、制度間の違いが理解しづらい。

名簿の正確性を高めるため、避難者本人へ定期的にアプローチする等、効果的な取組を行う区市町村が見受けられる。一方で、自治体内の関係部署間で情報共有を実施しているものの、避難者の帰還、転居等の居住状況の変更情報については、避難者本人からの届出がない限り、確実に把握する方法がないため、名簿の正確性の担保に苦慮している声が多く聞かれた。

第5節 関係機関との連携

東日本大震災の避難者支援は、国、避難先の都道府県・区市町村はもとより、避難元県・市町村、NGO・NPO、各種専門家、ボランティアなど様々な主体により担われてきた。そのため都も、都内避難者の支援に当たり、庁内の連携に加えて、避難元自治体や支援の現場を担う避難先区市町村、各種機関・団体等との連携を重視し、自ら連絡会議を主催するほか、関係機関が実施する交流会等にも積極的に協力している。

1 各種会議の主催

(1) 都内避難者相談拠点情報共有会議

平成27年5月20日に都内避難者の相談拠点を設置したことから、関係機関における避難者からの相談状況や、避難者への支援の取組等を情報共有し、相談業務の質を高めることを目的として、定期的に会議を開催している。平成27年6月23日に第1回の会議を開催し、令和4年末までに延べ66回開催している。

・会議参加機関

組織名	属性
東京都	主催者
岩手県	
宮城県	被災県
福島県	
東京都社会福祉協議会	東京都相談業務受託機関
東京都ボランティア市民活動センター	広域避難者支援連絡会事務局
特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター	
一般社団法人東京公認心理師協会	福島県相談業務受託機関
一般社団法人日本精神科看護協会	
いわて被災者支援センター	岩手県相談業務受託機関

(2) 都内区市町村避難者支援及び福祉・保健担当者連絡会

避難が長期にわたることが予想される中、都内各区市町村における避難者支援の課題等の情報を共有し、今後の避難者支援に役立てることを目的として、各区市町村の避難者支援等担当者や社会福祉協議会職員を対象に、平成24年7月に第1回の連絡会を開催した。以後、毎年度1回、開催している。

連絡会では、東京都から区市町村に向けて、都内避難者数や都庁各局における支援事業の状況の報告を行っている。また、避難元の岩手県、宮城県、福島県にも参加を依頼しており、被災地の復興状況や避難元県における避難者支援事業について、区市町村へ情報提供を行っている。区市町村からは、避難者の把握等に関する質問等を受け付け、意見交換を行っている。

(3) 各局等連絡会

都では全庁を挙げて都内避難者を支援しており、関係する局が多数あることから、支援事業を実施している局等を対象に、平成23年8月9日に第1回の連絡会を開催した。発災直後の連絡会では、避難者の受入に関して、関係局が情報共有や意見交換を行った。

避難者の応急仮設住宅への入居が進んでからは、各局における避難者支援の取組を共有するほか、避難元の岩手県、宮城県、福島県にも参加を依頼し、被災地の復興状況等について関係局へ情報提供を行っている。

2 関係機関が実施する避難者支援事業への協力

(1) 広域避難者支援連絡会 in 東京

ア 団体概要

広域避難者支援連絡会 in 東京（以下「連絡会」という。）は、平成 25 年 5 月 22 日、東日本大震災により東京に避難している方々を支援するため、以下を目的として設立された。

- 避難者支援団体の交流、連携を促すための情報交換の場を提供し、様々な支援手法・アイデアを共有し、さらなる支援の充実・工夫を図る。
- 専門家の取組、支援団体が活用できる助成など、支援の参考となる情報を紹介する。
- 東京都内における避難者支援団体の交流を進め、地域でのネットワークづくりやその強化を図る。

事務局を東京ボランティア・市民活動センターが務め、令和 3 年度末時点で 14 団体が参加している。都は、宮城県、福島県等とともにオブザーバーとして参加し、都内避難者の状況や都の避難者支援施策に関する情報共有等を行っている。

イ 連携内容

①定例会

月 1 回、避難者支援団体の交流、連携を促すための情報交換や企画検討を行っている。

②広域避難者支援ミーティング in 東京

東日本大震災により東京に避難されている方々が創設した当事者団体同士の交流や、支援団体との交流・連携を促すための情報交換の場として開催されている。

平成 25 年から年に 4 回程度、現在は年 1～2 回、開催されており、令和 3 年度末までに延べ 22 回開催されている。

③広域交流会

避難者同士の交流、そして、避難者と支援者のつながりを深めることを目的に、「ふれあいフェスティバル」等の名称で交流会が開催されている。

第一回目の広域交流会は、平成 26 年 11 月にバスハイクを実施。その後も、これまで避難元で行っていた年末の餅つきを板橋区や町田市で行う『お正月準備の会』や『ふれあいフェスティバル』、『ほっこり交流会』等、避難者同士や、避難者と支援者がつながる場を設けてきた。

広域交流会は、これまで年 1～2 回、令和 3 年度末までに延べ 12 回開催されている。新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度は中止となったが、令和 3 年度は、避難者の集まる各地のサロンをオンラインで結ぶという新しい形式で実施された。

(2) さわやか福祉財団

公益財団法人さわやか福祉財団（以下「財団」という。）は、平成 7 年に設立され、地域共生社会づくりに取り組む団体である。

財団は、東日本大震災発災当初より、被災地や県外避難者の支援に携わってきた。特に、福島県から県外に避難した方々への支援として、東京都、災害復興まちづくり支援機構、株式会社パソナ等と連携をとりながら、避難者同士のつながりづくりを目的に「福島県被災者同行会」を結成し、事務局を担った。同行会は、平成

28年度末に解散するまで、交流会やサロン、専門家との個別相談の実施、同行会ニュースの発行などの活動を精力的に行った。

また財団と都は、平成23年度に連携して「ふくしま避難者交流会」を開催した。平成24年度からは、福島県、都、財団の三者で同交流会を開催、以降、現在までこの枠組みでふくしま避難者交流会の開催を継続している。ふくしま避難者交流会の開催実績等については、第2節4「ふくしま避難者交流会の実施」を参照のこと。

(3) 避難先自治体（都内区市町村）等

東日本大震災の避難者への支援に関しては、都内の多くの自治体が、被災者向けの住宅として区市町村営住宅や民間借上住宅等を提供してきた。また、社会福祉協議会と連携した交流サロン・健康相談や避難者への情報提供を実施した自治体も多く、中には、各種使用料・手数料の減免、給付金・見舞金の支給、家電品の貸与といったサービス提供も見られた。

現在も、自治体や社会福祉協議会が中心となり、交流サロンの開催や畑作り、音楽イベント等様々な取組が行われている。

都は、1(2)で述べた連絡会の開催や、地区社会福祉協議会が主催する会議への参加等を通じて、避難先自治体や社会福祉協議会等との連携を図っている。

(4) 避難元自治体等

被災県等が実施する都内避難者向けの支援事業に、都として適宜、協力している。

福島県については、第2節4に記載のとおり、県が平成24年度から開催している「ふくしま避難者交流会」に、都も共催者として参画している。また、宮城県については、平成25年度から令和2年度まで実施していた「宮城県避難者交流相談会」に都の相談ブースを設けた。その他、被災県の主催する会議への参加や日常的な情報交換を通じて、避難元自治体等との連携を図っている。

